



240-1742  
平成28年9月26日

社会福祉法人宮崎県共同募金会  
会長 佐藤 勇夫 様

宮崎県知事 河野俊嗣



税額控除に係る証明書

貴法人が、租税特別措置法施行令第二十六条の二十八の二第三号に規定する要件を満たしていることを証明します。

なお、本証明書に係る有効期間は、下記のとおりです。

記

(有効期間)

平成28年10月1日から平成33年9月30日まで

(文書取扱 福祉保健課)